

外国人労働者の受講について

(公社) 宮崎労働基準協会

当協会では外国人労働者の受講申込みに当たり、以下のとおり取り扱うことといたします。受講の判断については各自でお願いいたします。

なお、外国籍の方については受講申込時に在留カードの写しが必要です。

【技能講習】

● 受講できる技能講習

- ① ガス溶接技能講習
- ② 玉掛け技能講習
- ③ 小型移動式クレーン運転技能講習
- ④ 床上操作式クレーン運転技能講習

● 必要な日本語のレベル (日本語能力試験公式サイト 認定の目安を参照)

日本語レベル N3 程度以上の方…受講可能

〃 N4 程度の方…『通常のスピードの日常会話が理解できる』及び『ひらがなが読める』という条件で受講可能

〃 N4 未満の方…受講は難しいと判断

● 修了試験 学科修了試験…漢字を含む日本語・5者択一式

※希望があれば漢字にルビを付けます。

実技修了試験…上記講習 ②～④では、日本語の所定の言葉で「合図」ができるかどうか重要

【特別教育】

● 受講できる特別教育

- ① クレーン運転業務特別教育
- ② アーク溶接特別教育
- ③ フルハーネス型墜落制止用器具特別教育

● 必要な日本語のレベル (日本語能力試験公式サイト 認定の目安を参照)

日本語レベル N4 程度以上の方…受講可能 ※『ひらがなが読める』事は必須

【備考】

- テキストを事前に購入し、テキストに出てくる単語の意味が理解できるよう十分に予習されることをお勧めします。

※日本語能力試験 (JLPT) 【検索】

以上の事を確認して、受講の判断をしてください。

ご不明な点は、お問い合わせください (Tel.0985-25-1853)。

(R5.12.28)